

障害者就業・生活支援センターの設立 準備に要した費用に対する助成金

34 障害者就業・生活支援センター設立準備助成金

障害者就業・生活支援センターの指定に先立ち、当該指定を受けるための準備計画を策定し、当該計画に基づき、障害者の就業支援業務を実施する事業主に対し、当該業務に要した費用の一部を助成します。

受給できる事業主

受給できる事業主は、次の1から5までのいずれにも該当する事業主です。

- 1 雇用保険の適用事業の事業主
- 2 障害者の職業の安定を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人又は医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人であつて、3の業務に関し、次の(1)及び(2)に掲げる基準に適合すると認められる事業主であること
 - (1) 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を遂行するための経理的及び技術的な基礎を有すると認められること
 - (2) (1)に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、障害者の雇用の促進その他福祉の増進に資すると認められること
- 3 次の業務を実施する事業主であること
 - (1) 障害者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校その他の関係機関との連絡調整等の援助を総合的に行うこと
 - (2) 障害者が地域障害者職業センター等により行われる職業準備訓練を受けることについてあつせんすること
 - (3) (1)、(2)に掲げるもののほか、障害者がその職業生活における自立を図るために必要な業務を行うこと
- 4 役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者について、これらの者が3の業務に関して知り得た秘密を確実に保持するための措置を定めていること
- 5 障害者就業・生活支援センターの指定を受けるための準備計画を作成し、都道府県労働局長（以下「労働局長」という。）から認定を受けた事業主であること

（注意）

次のいずれかに該当する場合には、この助成金は支給されません。

- 1 助成金の支給を行う際に、前々年度より前のいずれかの保険年度（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）第2条第4項に規定する「保険年度」をいう。以下同じ。）に、雇入れに係る事業主において労働保険料（徴収法第41条により徴収する権利が消滅しているものを除く。以下同じ。）を納入していない場合
- 2 不正行為により、本来支給を受けることのできない助成金等（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4章の雇用安定事業等に係る各種給付金をいう。以下同じ。）の支給を受け、又は受けようとしたことにより

3年間にわたる助成金等の不支給措置が執られている事業主である場合

- 3 労働関係法令の違反を行っていること等により当該事業主に助成金を支給することが適切でない認められる場合

支給できる額

1 支給対象期

助成金の支給の対象となる開始日から起算した最初の6か月を支給対象期の第1期とし、第1期の直後の6か月を支給対象期の第2期とします。

2 助成対象期間

助成金は、開始日から起算して1年間に限り支給します。

3 支給対象経費

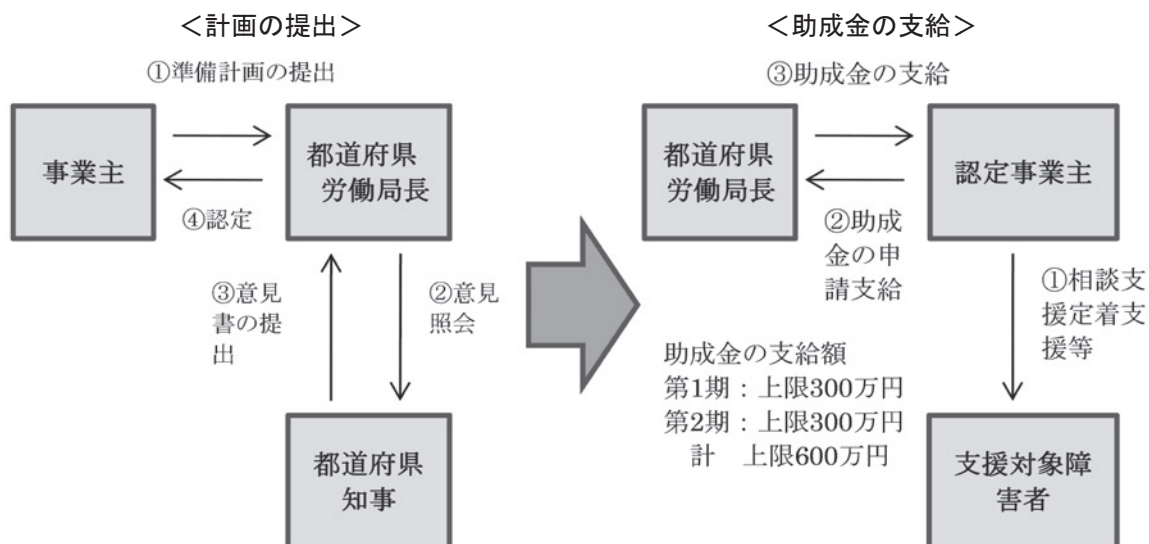
助成金の支給額は、1事業年度につき新たに雇い入れた、又は社内の人事異動等により配置した就業支援担当者が次の(1)から(5)までに掲げる業務及びこれらに準ずるものを行うに当たって要した費用（第1期300万円、第2期300万円を上限）とします。

- (1) 障害者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、公共職業安定所、社会福祉施設、その他の関係機関との連絡調整、支援対象障害者に係る状況把握、支援対象障害者を雇用する事業主に対する雇用管理に関する助言、その他必要な援助を行う業務
- (2) 支援対象障害者が、職業準備訓練、職場実習を適切に行うことができるよう、地域障害者職業センターや事業主、関係機関へのあっせんを行う業務
- (3) (1)及び(2)のほか、支援対象障害者がその職業生活における自立を図るために必要な業務
- (4) 事務所の借上げ、パソコン・コピー機のリース、パンフレット・リーフレットの印刷製本費、職場実習の損害保険に要する経費、就業支援担当者が支援対象障害者からの相談等に応じるための移動に要する経費等
- (5) 就業支援担当者の賃金（ただし、日額11,580円を上限とし、実際に就業支援を行った日数分のみ支給）

支給申請手続き

- 1 助成金の申請を希望する事業主は、開始日から遡って6か月前の日から事業開始の1か月前の日までに、障害者就業・生活支援センターの指定を受けるための1年間の準備計画を作成し、事業所の所在地を管轄する労働局長に提出しなければなりません。
- 2 障害者就業・生活支援センター設立準備助成金の支給を受けるためには、支給対象期第1期及び第2期の末日の属する月のそれぞれ翌月の14日までに「障害者就業・生活支援センター設立準備助成金支給申請書」、「障害者就業・生活支援センター設立準備助成金支給申請額内訳書」を作成し、所在地を管轄する労働局長に、必要な書類を添えて支給申請書を提出することが必要です。

※障害者就業・生活支援センター設立準備助成金の流れ



その他

※ 手続きその他詳細については、最寄りの安定所にお問い合わせ下さい。